

## 第 8 回

# 総務文教小委員会会議録

平成 1 6 年 4 月 2 8 日（水）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第 8 回 総務文教小委員会

○日 時 平成 16 年 4 月 28 日（水） 午後 2 時

○会 場 木曾川町役場 3 階 大委員会室

○出席委員（9 名）

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	天野 彰	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
委員	友定 良枝	一宮市学識経験者	〃	青木 隆子	尾西市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
〃	松村真早美	木曾川町学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議総文第 26 号 広報広聴関係事業について（その 2）

協議総文第 27 号 学校教育事業について（その 2）

(2) 提案事項

協議総文第 28 号 特別職の身分について

協議総文第 29 号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議総文第 30 号 窓口業務について

3. 報告

・協議総文第 10 号 地方税の取扱いについて

4. その他

・総務文教小委員会の日程について

5. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 8 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

本日の出席状況は、委員総数 9 名の方全員がご出席となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

皆さん、こんにちは。大変ご苦勞さまでございます。

昨日は大変な雨で、今日はまたちょっと肌寒い天気になりましたけれども、第 8 回の総務文教小委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

いよいよ協議事項も押し迫ってまいりましたけれども、いずれにいたしましても大変重要な事項をご協議いただくこととなりますので、慎重な審議にご協力をいただきたいと思います。それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、協議総文第 26 号、協定項目 23-4、広報広聴関係事業（その 2）についてを議題とさせていただきます。この件につきましては、お持ち帰りになり、ご検討いただいているかと思いますが、前回、多くの委員の皆さんから合併時には情報量も増えるため、月 1 回の発行で大丈夫かとのご質問や、合併後しばらくは弾力的に対応してほしいといったご意見も出されていたところでございます。これらを踏まえまして、修正案が示されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。お手元の次第、1 ページをお願い申し上げます。

ただいま、委員長さんの方からご説明がありましたように、前回、16 年度から一宮市が広報の発行回数を 2 回から 1 回にしたことについて、このような理由でのご説明をいたしましたけれども、委員さん方から、これではなかなか納得できないといったご意見があり、再度修正、調整案の再提出となったわけでございます。

1 ページでございますが、資料 1 でございます。広報広聴関係事業について（協定項目第 23-4 号）といったことで、調整方針を再度掲げております。読ませさせていただきます。

「広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。なお、合併に伴う市民生活にかかわる情報は『暮らしの便利帳』を合併後速やかに作成し配布することにより周知を図り、その他の情報は毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し、情報提供に努めるものとする。また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど、合併後も充実を図るものとする。」とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**○梶田 信三委員長**

ありがとうございました。

この件につきまして、ただいまの説明を踏まえ、委員の皆様のご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

**○梶田 信三委員長**

はい、どうぞ。

**○友定 良枝委員**

私は、月に1回にして、一宮市民で広報を読んでいるのですが、内容はすごく向上したと思っています。1,500万円の削減というのは、行政改革として私はすごく認めて評価しているのです。それと、2回が1回になって配る手間、ご近所の方とかに聞いたのですが、高齢者の方とか単身者の方は、正直言って助かるという意見がありました。

月に1回にしても2回にしてもという言い方が悪いのですが、見る人の側にももちろん問題があるのではないかなと思うのです。本当に財政難というのはみんな知っていて、税収も少なくなっていて、行政にすべておんぶに抱っこではなくて、これからの時代は住民ももっと積極的に自分で情報を求める責任があるのではないかなと思いますし、例えば、編集の仕方を工夫して、ここだけは落とすとまずいという部分とか、そういう情報はわかりやすく編集者の方に書いていただくとか、そういう内容の工夫をお願いして、調整方針にありますけど、臨時号を発行と書いてあるので、私は2回を1回にしてもいいと思っていますのですが、前回だと皆さんは反対意見の方が多かったのですが、私はそう思うということをお願いします。

**○梶田 信三委員長**

はい。友定委員、今のご意見は、調整方針案でいいだろうということですね。はい、わかりました。

ほかに。はい、どうぞ。

**○松村 真早美委員**

私は基本的にこの調整方針で結構だと思います。合併後、当然情報量が増えると思いますので、便利帳などを発行していただけるということですし、ケースバイケースで臨時号も出していただけるということですので、これでいいと思いますが、一度の情報量があまりにも膨大にならないようにということだけはお願いしたいと思います。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございました。

他にご意見。はい、どうぞ。

**○青木 隆子委員**

私は、基本的にはやはり2回を希望しています。1,500万円の予算というものは、これは本来ならば一番市民の方たちに細かく行き届く情報ですから、そこのところで1,500万円を削減しなくても、ほかのところでは何とか工夫できるものではないかなと考えています。

合併時に暮らしの便利帳を出してくださると、ここにあるのですけれども、もし1回になるとすれば、これはそのときの合併時の情報がこのところでかなり得られると思うのですけれども、本来、1回のを2回にしたときがあると思うのです。尾西市も一宮市も。そのときの理由に、きっとタイムリーな情報であるとか、細かく皆さんに読んでいただけるようにという理由が多分あったのではないかと想像するのですけれども、その部分と1回にすることというのは、どういうふうにお考えなのかをお尋ねしたいです。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○田中 勉一宮市企画部次長

一宮市企画部次長の田中でございます。ただいま、2回を1回にすることによりまして、リアルタイムと申しますか、情報の即時性と申しますか、そういったご質問でございますが、ただいまのご質問の部分について、私どもも一抹の不安を持っているのは事実でございます。ただ、今、調整方針案でお話をさせていただいたとおりでございます。暮らしの便利帳の速やかな発行、あるいは必要に応じた臨時号の発行、また併せまして、緊急を要するものについては町内会を通じての回覧でありますとか、あるいはチラシの配布、あるいはホームページ等を有効活用いたしまして、その周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○天野 彰委員

実は私も月1回に改めるということではなく、月2回の考え方を持っておるわけです。先回のときに、どうして月1回にするのだという意見が出たときに、経費の問題もあるし、町内の配布の問題もあるとか、いろいろな理由を述べられたわけですが、私は先ほどおっしゃった青木委員さんと同じ考え方で、1,500万円ぐらいの費用はどうにでもなると思っておりますし、何はさておいて、やはり月1回だとタイムリー性という問題も今、ありまして、タイムリーにいろいろな情報を出そうと思っても、月1回ではかなり制限を受けると思います。逆に1回だけにすることによって、例えば2回分を1回にしたとします。今、一宮市は1回にされたわけですが、相当情報量も多くてページ数も増えてきて、逆に取っつきにくくなってしまって、30ページも40ページもありますと、かえって読む方も読みにくくなると私は思います。

そういうことも含めまして、どうも月1回にしなければならないという理由が、なかなか私には見えてこないということです。そういうことで、今までどおり2回でお願いしたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

他にご意見がございましたらお願いします。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○橋本 照夫委員

尾西市の委員さん方から今1回にする理由もあまり見当たらないようなご発言がございましたが、私実は広報配布とか、そういうことは20年お手伝いをさせてもらいましたが、これは役員といいますか、地域のそういう人たちには大変な負担なのです。そうでなくても、普段の催し事のポスターを配れとか、結構あるわけです。ですから、2回のを1回で十分周知できると思います。何回もらっても読まない人は読まないのです、こういうものは。ですから1回に集約できて、周知徹底ができるという行政側の判断であるなら、私は1回の方がいいかなと思います。特別必要なものは臨時号を出すということですから。もちろん、コストのスリム化という感覚からすれば、1回でも減らせば千何百万、費用的に浮くとおっしゃるのですけれども、費用の問題ももちろんありますけど、お手伝いをする側はものすごく負担なのです。ですから、減らしてもらえれば、なおありがたい話だなと、私個人的にはそう思っております。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございます。

他にどうでしょうか。はい、どうぞ。

**○葛谷 昭吾委員**

木曾川町は月1回ですので2回という経験がないわけです。内容ですけれども、なるべく簡潔に、わかりやすい内容にしてみたらと思います。先ほど、言われましたように、内容があまり複雑だと、やはり細かいところまで読まれないという家庭が非常に多いと思います。その都度、重要な項目でもあれば月2回でもいいのですが、基本的には1回でやっていただいた方がいいなと思っております。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

**○常川 雄次委員**

いろいろな問題があると思うのですけれども、僕は調整方針案どおりでいいのではないかなと思っています。というのは、確かに合併するという前の段階ですので、非常に情報量は増えていると思いますけれども、やはり1回で大変多くなるとか、そういうことはしょうがないのではないかと思いますし、基本的にはツールとしてはホームページとか、いろいろ新聞とか、広報以外にも多方面から情報が入っていると思います。だから広報だけでとるとということもないと思うので、以前と違った大変大きいところは、ホームページとか、自分で見に行けるという状況がありますし、そういった別の方法でのツールが増えていますので、ある意味では減らしたというよりも、同じような感じを出しているのではないかという気がいたします。そういう意見です。

**○梶田 信三委員長**

はい。

**○川井 勇副委員長**

川井でございます。私は先回、2回ということで当小委員会でご審議され、一宮市の都

合により1回ということから、先般、梶田委員長が非常に残念だと、こういうご意見が出たことは事実でございます。私もそのように受けとめています。

ただ、今回の修正案は、暮らしの便利帳、2回のを1回にするためにそういうものをつくる。ただし、必要に応じては臨時号を発行しますと、こういう2点が肉づけされたことから、一応、現在の動向はそのままで、原案に私は賛成していきたい。また、動向が変われば、変わったような方法は必要だと。特に尾西市さん、一宮市さんについては、広報は2回出ていたわけですが、おっしゃるように、私も係をやりまして、その度に広報その他のものを配布するということは大変な作業ではございますけれども、特に今回の場合は2市1町が一つになるということになれば、やはり情報は密に流すのが筋ではないかなと。先においては、またそのようなときの事情によって検討願えばいいと、私はこういうふうに思っておりますので、原案に賛成するものでございます。以上です。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございました。

委員の皆様方、それぞれにご意見をお伺いしましたが、2回にすべきという方、それと修正案どおりでいいという方、いろいろおみえでございますが、大半はこの修正案どおりでいいのではないかとございまして。もちろん、広報広聴の目的はお金ではございませんので、その情報をいかに市民の皆さん、住民の皆さんに細かく提供するかということでございます。そういう意味からすれば、きめ細かくやっていただくことは必要なことでございますが、ここにありますように、合併後、今まで一宮市は、一宮市の制度に合わせるということで、1回ということではございましたけれども、当初は情報量が多いということも踏まえ、必要に応じて臨時号を出すということではございますので、そこら辺で天野委員さんも青木委員さんご理解いただければ、この修正案どおりでどうかなと思っておりますがいかがでございでしょうか。状況を見ながら、どうしても必要であれば、また出すことも必要でございましょうし、その辺でいかがかなと思っておりますが、どうぞご意見がございましたらお願いしたいと思っております。

**○天野 彰委員**

そういうことになりますと、経費の問題は別として、積極的にPRしていくことであれば、不承不承ではありますけれども。経費の問題を取り上げられますと、片方で便利帳を出しましょう、臨時の広報を出しましょうという話ですと、経費の問題は別だなど、こういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

**○梶田 信三委員長**

はい、どうぞ。

**○田中 勉一宮市企画部次長**

ただいまの暮らしの便利帳の関係、この部分につきましては、第1回の小委員会でございますか、こちらのすり合わせのときに、実は一宮市は現在、暮らしの便利帳というものは発行いたしておりません。これは尾西市さんが確か発行してみえるということで、第1回目の小委員会の中で、この合併時のみ便利帳を発行していくと、こういうすり合わせに、

今回乗らせていただくと申しますか、その中で速やかに発行させていただく、こういう考え方でお願いしている部分でございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

**○梶田 信三委員長**

そのようなことでございますが、よろしいでしょうか。

暮らしの便利帳は私ども一宮市で出しておりましたので、よく存じておりますけれども、合併当初はなかなかまとまりがなくて、これはちょっと難しいかなというのはありますけれども、その分、臨時号を発行するとか、十分皆さんに周知をしていただくということでやっていただければいいかなと思います。

では、お諮りいたします。広報広聴関係事業については、原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございます。それでは、協議総文第 26 号はこの修正案のとおり承認をされました。

続きまして、協議総文第 27 号、協定項目 23-25、学校教育事業（その 2）についてを議題とさせていただきます。

先般、3月25日の第7回小委員会で提案をされ、ご協議をいただいて、各市町へお持ち帰りになられたと思います。なお、この件につきましても、前回の小委員会の意見を踏まえ、事務局から修正案が示されておりますので、事務局から説明をお願いします。

**○伊神 正文事務局課長**

失礼いたします。

これも今、委員長さんのご説明のとおり、学校教育事業（その 2）といたしまして、前回提案をさせていただきました。委員さんの方から、それはそれとして、教職員の資質の向上が必要といったご意見、あるいは表現としては民間と協力してといったご意見ではございましたけれども、学校のみでの努力ではなくて地域との連携といったご発言もありました。

その 2 点を踏まえ、資料 2 ページ、資料 2 をご覧いただきたいと思います。学校教育事業について（協定項目第 23-25 号）でございますが、調整方針でございます。従前は（1）（2）のみでございました。その上に、学校教育事業全般にかかわる表現といたしまして、上の表記をつけ加えさせていただきました。朗読させていただきます。

「学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域、それぞれ相互に連携を図りながら、教育環境の充実に努めるものとする。」（1）といたしまして、「少人数学級及び少人数指導については、一宮市、尾西市の方式とする。ただし、木曾川町においては、平成 18 年度まで現行の方式とするものとする。」（2）といたしまして、「自然教室推進事業については学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする。」とさせていただきます。

また、委員さんの別の質問といたしまして、自然教育の推進事業のところで、参加者と



それにかかわる行政側の経費が幾らであったのかというご質問がありましたので、これも併せてお答えさせていただきます。

尾西市の校外活動といいますか、これは中学生が対象となっておりますけれども、その参加者、15年度でございますが547名でございます。それにかかわる公費負担分といたしまして、272万円強がかかっております。次に木曽川町でございますが、木曽川町は小学校5年生と中学校2年生が対象となっておりますが、その対象者は合わせて655名でございます。公費負担、町負担といたしましては318万円強といったことで報告をさせていただきます。私からは以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。この点につきましても、ただいまの事務局の説明を踏まえまして、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません。私は一宮市なので、自然教育とか修学旅行の公費負担は受けていないから言えると言われてしまうかもしれないのですが、尾西市さんも木曽川町さんも、これに関して前回、何も意見を言われなかったもので、了承されたのかなという前提でお話しますが、もしもそうだとしたら、これからの時代は確かに受益者負担はとても大事というか、必要だと思う部分があるのですが、272万円強、318万円強、修学旅行のお金は合計すると結構な金額になると思うのですが、この分を教育費の予算が減ったではなくて、全額とは言わないのですが使って、例えば先生の資質の向上とか、学校をよくするとかという予算に使っていただきたいと思うのですが、この中にみえている、どちらの方に頼めばいいのでしょうか。助役さんに聞けばいいのですか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○山口 善司幹事長

一宮市の助役です。ちょっと風邪を引いて声がおかしいので申し訳ございませんが、ご容赦願います。

教育費そのもの自体と申しますか、各市町それぞれ予算を提出する段階で、トータル的に最近の時代でいきますと、どうしても教育あるいは民生、こういうところのパイが増えてきて、そちらの方へ重点的に投資をする傾向にございます。今、出ましたように、例えば今回の自然教室ですか、こういう経費が浮いたから、それを教育費でという単純なそういう考え方ではなくて、特に最近でいけば、これは一宮市に限らず、尾西市さんも木曽川町さんもそうだと思いますけれども、学校の耐震化というのが非常に急がれている問題でございます。一宮市におきましては、毎年数千万円かけて4年計画で全小中学校の校舎

の耐震診断を行い、その中で耐力度の低い校舎の自主設計を行い耐震工事、これは16年度から一宮市は工事としてはスタートするわけでございますが、やはりこういう面を優先してまいりたいと考えているところでございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

よろしいですか。

○友定 良枝委員

ということは、増やしていただけるというふうにとっていいのですね。

○山口 善司幹事長

トータル的には教育費というのは、その時々によって、例えば、耐震の関係でいけば今後、当然増えていく。あと、一宮市でいけば、学校屋内運動場も老朽化に伴った部分、これを毎年1校ずつ改築しております。一つは老朽化、あるいは避難所としての役割がございますから、そういう部分は増えてくるわけでございますけれども、それ以外の、例えば教育費といいますと幅広いわけです。生涯学習、あるいは社会体育、学校教育と、大きくいきますとそういう部分があるわけですが、そういう中で、例えば社会体育等がいけば、施設というのはある程度一回つくれば、あとはそう維持管理費はいりません。従いまして、そういう大きな投資をした後は当然減るわけでございますけれども、経常的な部分においては、先ほども申しましたように耐震診断、あるいはここにもありますように少人数指導と申しますか、こういう部分では充実を図ってきているということでございます。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

他にどうでしょうか。

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

すみません。今の自然教室推進事業ですけど、尾西市の場合、今、ちょうど中学校が1校、立山の方に出かけているのですけれども、子供たちは小学校のうちから、中学に入ったら立山に行くという自覚を持って中学校に入っていくのです。中学に入って、今の時期ですので入学間もない時期です。そのときに3泊4日で家から出すという事は、親もすごく不安でした。子供たちも不安を持っているとは思いますが、それに向けて学校からのこと細かい順序立った説明であるとか、だんだん立山に向かって行くのだという教育がなされてきていて、親は不安だったのですけれども、帰ってきた子供たちを見てみると、多くの経験と感動を持って、「どうだった」って聞くと「楽しかった」という答えが本当にみんな返ってきます。これは公費の負担がなくなるということですが、合併後も是非なくなることなく、長く続けていただきたいと思います。

それともう一点、2番のところの(1)(2)とはちょっと違いますけれども、上の「学校教育事業については」の項目のところで「教職員の資質の向上に努めるとともに」とありまして「教育環境の充実に努めるものとする。」今、尾西市の中では、スクールカウンセラーが中学校にそれぞれお一人ずついらっしゃいます。そのお二人は県の方からの援助があって、お一人は市の方。心の教育相談員は県の方の援助は中止されたということで、市の方で3人いらっしゃるのですけれども、その点について、教育環境というところから見て、これからはどういうお考えでいらっしゃるかということと、子供たちだけでなく、これからは学校の中では思いも寄らぬこと、想像もつかないようなことが起きてきます。先生方のメンタルケアの方もこれからはすごく大事だと思うのですけれども、その点はどうお考えかお伺いしたいです。

**○梶田 信三委員長**

はい。

**○中野 和雄学校教育副分科会長**

一宮市の学校教育課長の中野でございます。

今、尾西市の委員さんの方からおっしゃられましたが、これは一宮市に限らず、いわゆるスクールカウンセラーにつきましても県の事業で行っておりますし、心の相談員、これも一宮市につきましても15校全部設置して対応しております。それから、職員のメンタル的なものにつきましても、一宮市につきましても3人のスクールカウンセラー、要するに専属で、一宮市にいるわけでありましたが、その先生がそれぞれ学校を回って、県だけではなく市のスクールカウンセラーとしていらっしゃるわけでありましたが、いろいろな悩みを持った先生方の相談にも応じております。当然、こういうことについては必要だと認識しておりますので、これについては継続してやっていきたいと考えております。

**○青木 隆子委員**

ありがとうございます。

**○梶田 信三委員長**

では、ただいま、ご意見がありましたように、教育環境の充実というところにも、そういうご意見があったことを踏まえて、是非、充実に努めていただきたいということでございますので、よろしく願います。

他にご意見。はい、どうぞ。

**○松村 真早美委員**

一点、確認したいことなのですが、前回も質問させていただきましたが、市町村の単独の少人数指導の教師のところですが、現在の財源がなくなっても継続していただけるというお答えをいただいたと思いますが、現在も木曾川町では単独の指導者という方がいらっしゃらないのですが、これは全市になった場合、相当分回していただけるという認識でよろしいのでしょうか。

**○梶田 信三委員長**

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

その理解で結構です。17、18の2年間については、木曾川町においては全学年で少人数学級ということで進めてまいりますけれども、19年以降はなかなかそれは難しいといったことで、少人数指導、それから1年生に限り33人学級、これは新市において、全市すべての学校において実施していく、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご意見がございましたら。はい、どうぞ。

○常川 雄次委員

「教職員の資質の向上」という文章が入りまして、本当に素晴らしいなと思います。アンダーラインを引いてもいいかなという。実は、ずっとそう思っていて、教職員の資質の向上が急務だということと、本当に資質の高い人が非常勤で頑張っておられるということもありますし、ある意味では採用のところで見逃している部分がございますので、そういった部分もつけ加えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○梶田 信三委員長

はい。

○川井 勇副委員長

私、木曾川町の川井ですが、2、3日前にこのお持ち帰り等々の事項で特別委員会を開催させていただいた折に、非常にこの35人学級を原案に載せていただきましたことは、2市の方に深くお礼を申し上げたいと思います。是非、お認めをお願いしたいということとともに、非常にこれから教育の動向も新市になってからは変わっていくと思いますが、その動向を見ながら継承できるものであれば、継承の方をお願いしたいという心がけでご協力を願いたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

それぞれ委員さんからご意見をお伺いしましたが、お聞きしまして、基本的にはこの修正の調整方針案どおりでいいだろうというご意見であろうと思います。他にご質問もないようでございますので、協議総文第27号につきましては、修正案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。それでは、協議総文第27号は修正案のとおり承認をされました。

続きまして、協議総文第28号、協定項目第11、特別職の身分の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

次第の3ページをお願い申し上げます。資料3でございます。特別職の身分の取扱いに

ついて（協定項目第 11 号）でございます。

調整方針でございますが、尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職するものとする。とさせていただきます。

協議附属資料 11、特別職の身分の取扱いの方をよろしくお願い申し上げます。2 市 1 町の現在の常勤の特別職の役職名とそれぞれの任期を一覧にさせていただきました。尾西市と木曾川町におきましては、市長、町長以下、助役、収入役が常勤の特別職といったこととございまして、一宮市においてはこれに加え、常勤の監査委員、水道事業等管理者といったこととございます。調整方針案のとおり、尾西市、木曾川町の常勤の特別職の方は編入合併ということにより合併時に失職といった提案をさせていただきます。

2 ページには先進事例といたしまして、田原市、八戸市、飯能市の 3 例を掲げております。3 ページ以降につきましては、特別職にかかわる法律、地方公務員法、あるいは自治法、あるいは地方公営企業法の抜粋をつけさせていただきます。

私からは以上でございます。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

**○松村 真早美委員**

質問なのですが、助役さんの数は、新市になっても変わらず 2 名のままということですか。

**○梶田 信三委員長**

はい、事務局。

**○山口 善司幹事長**

まず、法体系からいきますと、助役というのは条例で定めれば、極端な話、何人でもいいですよということなのです。一宮市の場合は、過去から条例上は 2 人以内となっております。ずっと昭和 30 年代は 2 人でございました。それが 1 人になりまして、この 15 年の 7 月から、再度、条例の規定で 2 人選任されております。従いまして、合併をした場合、条例を変えない限り、一宮市の条例がそのまま継続されますから、条例の改正がない限り、最高 2 人ということになるわけでございます。

**○梶田 信三委員長**

他に。はい、どうぞ。

**○友定 良枝委員**

すみません。言葉ではよく聞くのですが、助役さんって、この機会だから聞きたいのですが、どんなお仕事をしていらっしゃるのでしょうか。

**○山口 善司幹事長**

どう言ったらいいのでしょうか。多分、これは組織でございますから、すべて市長が行うわけにはまいりません。すべて各種の仕事は、市長からそれぞれ各課、一番下でいきます

と課長です。課長の権限で行える業務内容、あるいは部長、それ以外は助役、特定の項目は市長の権限で行うと。個々にそれぞれ条例等で権限委譲されておりまして、一般的にいけば助役というのは、庁内全体の調整的な役割といたしますか、そういう面が多いのではなからうかと思っております。

○梶田 信三委員長

ということで、よろしいでしょうか。

他にご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○橋本 照夫委員

今、条例で2人以内ということが決まっているというお話でありました。尾西市、木曾川町の特別職の方は失職、これは至極当然の話でありますからいいのですが、トータルでいきますと37万ぐらいの人口になりますか。そうすると助役さん2人でその職務を遂行できるでしょうか。簡単に言うと、3人なら3人に増やして、尾西市を主に見る人、木曾川町を主に見る人、あまりそういう区分はいけないかもしれませんが、簡単に条例って変わりませんか。これは委員長の方がよくわかるのではないかと思います、3人ぐらい私は要るのではないかなと密かに思っておりましたが、どうでしょう。

○梶田 信三委員長

他の合併の例もありますし、合併後、増えたというところはありませんか。それはあまり出ていないと思いますけれども。

○山口 善司幹事長

これは最終的には市長の方針のもとで、議会に条例改正するよう提案するわけでございまして、これは先ほども申しましたように、法的には条例を改正すれば増員も可能となります。ただ、一般的にいけば、人口例えば30万、あるいは50万都市、例えば愛知県でいきましたら、助役あるいは副知事というのはやはり2人程度というのが多くございます。中には3名というところもございます。これはほとんど例外だと思っただければ結構かと思えます。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません。助役さんについて、もうちょっと聞きたいのですけれど、1人が2人になったということで、例えば、今まで1人でやっていたすごく大変だったとか、2人でやらなければいけない仕事とか、仕事量の面では本当に必要な数ってどんな人数なのでしょう。例えば、さっき質問があったように、3人でやらなければ新市が大きくなって必要になるものなのかどうなのかということを知りたいのですけど。

○山口 善司幹事長

一般的には、2人制の助役を導入する場合は、やはり役割分担をいたしております。例

えば、一般的に多いのは、技術系の助役、片方は事務系ということで、技術的な部門を担当する助役、その他の部分を担当する助役と。一宮市の場合は、これは両方とも事務系でございまして、特に一宮市の場合は中小企業が多い、あるいは産業基盤が沈下しているということで、特に中小企業対策、あるいは産業振興を目的といたしまして、助役を1名増員して、現在はもう1名の助役は産業、あるいは農業、そちらの部分、あとは特例地区も含めまして、その一部を担当していただいている。これはその時々と申しますか、2人制にする場合の目的というのですか、市長の考えによって変わってくる部分がございます。一般的に多いものは先ほども申しましたように、事務系、技術系という分け方が一般的に多くございます。

#### ○梶田 信三委員長

ということでございます。いずれにいたしましても、それがもし必要であるということになれば新市において、また市長が提案をするでしょうし、1名でいいという方針になれば、議会でそれが認められれば1人でも可能でございます。いずれにいたしましても、この提案事項につきましては、また次回、ご協議をいただくということで、本日はこの程度でとどめさせていただいて、お持ち帰りいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、協議総文第29号、協定項目第13、事務組織及び機構の取扱いについて、事務局から説明をいただきたいと思っております。

#### ○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。次第の4ページをお願い申し上げます。事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目第13号）でございます。調整方針を読ませていただきます。

(1)「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるものとする。

(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曾川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とするものとする。①でございます。尾西庁舎には、建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。②木曾川庁舎には、教育部門を配置する。③一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。

(3) 尾西庁舎・木曾川庁舎には窓口部門を設置するものとするさせていただきます。

恐れ入りますが、協議附属資料「事務組織及び機構の取扱い」をお願い申し上げます。1ページでございますが、一番上にただいま、朗読させていただきました調整方針案を掲げておりまして、その下に2ページにわたりまして、現在の一宮市の機構を載せております。はねていただきまして、3ページには、左側に尾西市の機構、右側に木曾川町の機構を掲げております。ただし、お断りしなければならないのは、各市町によって機構図をどこまで載せるのかといった基準が一樣ではございません。ですから、例えば一宮市に載っていて木曾川町に載っていないもの、あるいは尾西市に載っていて一宮市に載っていない、そういう組織があるということだけをご理解いただきたいと思います。

先ほどの調整方針の1番で「新市における事務組織・機構の整備方針に基づき」と読ま

せていただきましたけれども、それが4ページのくくりの中に掲げております。新市における事務組織・機構の整備方針でございますが、①から⑧まで、市民にわかりやすく、市民サービスの向上を図ることができる組織・機構、あるいは市民の声を適正にかつ迅速に反映することができる組織・機構等々、⑧番まで掲げております。

今日、皆様方にご協議いただきたいのは、ここの4ページの庁舎別組織というのを伺わせていただきます。この範囲内といいますか、2市1町の庁舎を使いながら、こういった組織にしたいといったことをお認めいただきまして、実は、今、この調整方針に掲げさせていただいた方針に則りまして、今、2市1町の組織担当の方で若干の組織の見直しを行っております。

例えば、今まで防災担当、防災業務につきましては、消防の方で担当をしておりました。しかしながら、今現在の防災とか危機管理といったことについては消防の一分野だけで対応できるものではありません。ですから、これを総務部所管のところに、そういった全般的な防災担当を割り振りたいといったことを、今、協議中であります。今日の段階でこれを明確にお示しできないのは大変申し訳ないのでございますが、できますならば、この合併協議会が、今のスケジュールで行けば7月いっぱいぐらいまでで、一応、終了するというところでやっております。それまでには、いわゆる新しい組織の見直しの結果が出ると考えておりますので、結果が出次第、また皆様方に合併協議会、あるいは小委員会がまだ残っておれば小委員会を通じてお伝えするといったことで、ご理解を賜りたいと思います。

私からは以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

尾西市の助役さんに質問したいのですが、私は別に尾西庁舎に建設部門を持っていくこと自体は反対していませんのですが、ちょっと前に事件がありまして、市民感情としてはちょっと心配な部分もありますから、市長さんが合併協議会で再発防止に努力しますと言われたのですが、その後、尾西市の広報か何かでは、説明があったのかなかったのかわからないのですが、私たちには説明がなかったものですから、チェック機構とか再発防止の対策は、どのようなことをされているのか教えていただきたいのですが。

○梶田 信三委員長

はい、お願いします。

○山内 勝美副幹事長

尾西市の助役の山内でございます。



尾西市で不幸な事件がございました件をお尋ねだと思います。今、私どもでは事務的な整理を進めておりまして、まだ正式な発表はいたしておりませんが、2点ほど要綱を定めつつあります。そして、議会の方でも、今、そのような考えを持っておりまして、様式がまとまった段階に発表させていただくという段取りでございます。以上です。

○梶田 信三委員長

他にいかがですか。はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

調整方針のことですが、この新体制は合併後どうなるのですか。同時にスタートということなのか、順次統合していくのかということをお聞きしたいのが1点と、あとは厚生小委員会の方から引き続きの課題だった保健センターの件ですが、報告はこの場でしていただけるのか、また次回ということなのか、いつごろになるのでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

まず組織につきましては、これは徐々にとということではなく、合併時にこの体制でいきたいといったことでございます。ですから、尾西庁舎に建設部門、木曾川庁舎には教育部門、一宮庁舎にはその他の部門といった体制で臨みたいと考えております。

それから、保健センターにつきましては、かねがね松村委員さんからお尋ねがありまして、鋭意担当の方で努力いたしております。厚生小委員会の調整方針にも掲げさせていただいたとおり、おおむね新しい市域を三等分して地区分けをするとか、あるいは保健師については、人口比率によってそれぞれの保健センターに配置するといったことを、現在、調整中であります。まだ、最終的に細かい部分のところまで詰まっておりますので、それが固まった段階で、また小委員会が残っておれば小委員会、残っていなければ先ほど申しました全体の協議会の中で報告事項として皆様方にお知らせすると、そんなことを考えております。

○梶田 信三委員長

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○天野 彰委員

まず第一点、調整方針の案の中で、具体的に水道部門の一部除くという、この一部除くというのは、今の体系表の中のどの部分を除くということなのでしょう。それから、(3)の尾西庁舎、木曾川庁舎には窓口部門を設置するものとするということですがけれども、それでは尾西市に建設部門、木曾川町に教育部門を持っていった場合、一宮市には窓口部門は必要ないのでしょうか。とりあえず、それだけお伺いします。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

窓口部門につきましては、次の項目でまたご説明をさせていただこうと思いますが、ま

ず一部除くというところがございます。2ページを見ていただきますと、一番下から2つ目、水道事業等管理者というところがあって、水道部、水道管理センターというのがあります。この水道管理センターというのは現場の事務所でございまして、工務課というところがその業務を担っているわけでございますが、これにつきましてはそのまま工務課、現在の出先機関のままということで、一部除くという表現を使わせていただいております。

窓口部門につきましては、一宮市で建設部門と教育部門の窓口はいらないのかといったご質問でございますけれども、これは例えば1階に、一宮市でいいますと市民課とか税務といったところがありますけれども、1階の適切な部署に建設、あるいは教育部門の窓口機能を一部残すといったことで考えております。

**○天野 彰委員**

例えば、建設部門におきまして、建築指導だとか、そのようなものも当然あると思えますけれども、それは窓口部門とは言わないのですか。

**○梶田 信三委員長**

はい、事務局。はい、どうぞ。

**○伊神 正文事務局課長**

それは窓口部門と考えておりません。それはその建設部の専門の職員が対応する業務と考えておりますので、そういったことで役所に出向いていただくときは、尾西庁舎の方にお出かけいただくことになると考えております。

**○天野 彰委員**

わかりました。

先ほど、質問がありましたように、合併と同時にきちんと組織も変えて対応すると今、おっしゃいましたけれども、そうするためにはかなり時間がないと思いますので、どういうスケジュールでやっていかれるのでしょうか。私はかなり厳しいかなと思っております。といいますのは、とりあえずは今の体制で発足した方が僕はいいのかなと思っていましたものですから。新しい一宮市の組織に置きかえてきちんとやるとおっしゃってみえますけれども、住民サービスとかいろいろなことを考えていきますと、いきなりそれで対応できるのかなと一抹の不安がありますので、お聞かせください。

**○梶田 信三委員長**

はい、事務局。

**○伊神 正文事務局課長**

この2市1町で一宮庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎を使用して分庁方式にするといったことは、第3回の全体協議会で既に確認をさせていただいているところであります。委員さんがおっしゃいましたように分庁方式をとることによって、2市1町の住民の方が今までと役場の体制が違うわけでございますので、それなりに違和感を覚えられる、これはあると思います。しかしながら、私どもといたしましては、今、おっしゃったのが支所方式と申しまして、管理部門を除きすべての部門、あるいは現場部門を庁舎に残すといったことでございますが、これにつきましては合併に求められる、いわゆる、表現は悪いのですけ

れどもリストラといいますか、合理化、効率化、そういったことは望めません。先般の住民アンケートにおいても、合併に望むものの中でトップはやはり行政の効率化でございました。

そういった観点から、やはり支所方式ではなくて分庁方式をとらざるを得ないと私どもは考えておりますが、住民の方々に分庁方式をとることによってご迷惑をおかけするわけにはまいりません。よって、合併時ではなく、もっと前にこうなりますといったPRは、広報はもちろんのことあらゆる手段を通じてやっていく必要があるかと思えます。ただ、どこまでやっても当初は間違っただった庁舎においでになることがあるかと思えますが、合併後も引き続きPRをしていくことによって、そういったことの速やかな解消に努めてまいりたいと、かように考えております。

○梶田 信三委員長

はい、よろしいでしょうか。

では、お待たせしました。どうぞ。

○友定 良枝委員

お願いがあるのですが、新しい組織図ができたなら、例えば秘書広報課は一言でいいからこういう仕事をしているという紹介みたいなのをに入れて配布していただきたいというのと、暮らしの便利帳とか出されると思うのですが、その中にもきちんと明示して、市民がこういう課があって、こういう仕事をしているのだということがわかるようにしていただきたいと思えますので、お願いします。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

まさに今、友定委員さんがおっしゃったとおり、暮らしの便利帳の中にはそういった役場、役所の組織図というものも載せて、皆様方がどういう目的で役所に出向かれるとき、どこへ行ったらいいのかということも明示する必要があると考えております。ですから、今のご意見を重々踏まえながら、そのように対応してまいりたいと考えております。

○梶田 信三委員長

はい。

○川井 勇副委員長

それでは、1点だけ事務局に確認をさせていただきます。関連でございますが、水道事業部門で、詳細がわかりませんので確認をさせていただくわけですが、一宮市さん、尾西市さん、木曾川町で、現在、簡易水道が生きているところ、またその簡易水道は合併と同時に上水道にするのかどうかということの確認をさせていただきます。どのように動いてみえるかどうか。わかりますか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

今現在、2市1町で簡易水道が存在するのは一宮市のみであります。これにつきましては、一宮市の水道部の方で簡易水道の統合を、それぞれの簡易水道の管理組合の方に早急に市の水道に統合できるよう呼びかけているところであります。これは合併時に統合できるかといえば、これは相手があることですので、今の段階ではイエス、ノーはもちろん答えられませんけれども、統合に向けて努力しているといった状況ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○川井 勇副委員長**

わかりました。よろしく、その辺、統合できますように、ご尽力方お願いしたいと思います。以上です。

**○梶田 信三委員長**

ほかに。はい、どうぞ。

**○青木 隆子委員**

すみません。1つ伺いたいのは、私がかかわっていることで虐待の関連ですけれども、私たち、尾西市は児童課なのですけれども、一宮市は子育て支援課になりますか。

**○伊神 正文事務局課長**

はい、そのとおりです。

**○青木 隆子委員**

それで、子育て支援課ということは、これは一宮市の庁舎の方へ行くという形ですね。尾西市でも虐待の数が結構挙がってきているのですけれども、現在ある中で、見守りを継続していくという家庭が結構あるわけです。

今度、虐待防止法が改正されて、来年の4月1日から、今まで児童相談センターの方へ行って対応していたものが、4月1日からは重いものを除けば市の方へ任されるということになってきているのですけれども、これが一宮市の方へ全部行ってしまうと、木曽川町もそうだと思うのですけれども、地域を把握するという意味で、連絡などは、今は便利ですのですぐ電話1本でできますけど、できれば尾西市や木曽川町にところへそういう関連のところは残していただいた方が安全ではないのかなと思います。いかがでしょうか。

**○梶田 信三委員長**

はい、事務局。

**○伊神 正文事務局課長**

これにつきましては、次の窓口業務のところでご説明しようかなと思っておりました。

今の児童虐待の相談窓口につきましては、この尾西庁舎、木曽川庁舎に、現段階においてこの業務を行う、設置するといった考えは今のところありません。また後ほど説明をさせていただきますが、福祉部門につきましては、ほとんどの部門について尾西市、あるいは木曽川町の住民の方に迷惑をかけないように、窓口部門を通常の窓口部門に福祉部門をくっつけて充実を図っていこうと考えております。今のこの相談については、そこまでの業務は尾西市、木曽川町に今のところ設置する予定はありませんけれども、若干窓口業務に入ってしまうかもしれませんが「利用状況を含め、段階的に再編、見直しを行うものとする」と調整

方針に書かせていただいております。私どもといたしましては、その業務自体が2市1町にどれほどあるのか調査した上で、福祉部門、窓口部門をどうするのかといった協議をいたしておりますが、その中では虐待の相談件数はそんなに多くは今のところありません。これを分散させる必要はないと現段階では判断しておりますけれども、今、申しましたように「段階的に再編、見直しを行う」と掲げておりますので、頻度が多く、尾西市、木曾川町の住民の方からも、それぞれの庁舎でという要望が多ければ、それは見直しをさせていただくといった柔軟な対応を今後はしていきたいと考えております。

**○梶田 信三委員長**

よろしいですか。はい、どうぞ。

**○青木 隆子委員**

法律が変わって、来年の4月1日からそういう形で市の方に任されるということになって、合併とほぼ同時ぐらいの、4月1日から市の方に虐待の対応、職員の対応であるとかというものが任されるものですから、頻度というものはまだ把握できようがないといえますか、これから始まることですので、是非できる限り地域を把握するという点ではお願いしたいと思います。

**○梶田 信三委員長**

このようなご意見がありました。これは、例えば他の小委員会ではそのような話は出ませんでしたか。厚生小委員会とか。

**○伊神 正文事務局課長**

私どもの方の事務局サイドからそういった案件を出していないという事もあったと思いますけれども、特段そういった意見はなかったと記憶いたしております。

**○梶田 信三委員長**

それでは、ただいまの意見も踏まえまして、またよく検討してください。よろしくお願いいたします。

他にご意見はございませんでしょうか。なければ、この議題につきましてはお持ち帰りをいただき、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いしたいと思います。

続きまして、協議総文第30号、協定項目23-8、窓口業務について、ただいま、ちょっと事務局から話がございましたけれども、説明をお願いしたいと思います。

**○伊神 正文事務局課長**

それでは、次第の5ページをお願い申し上げます。資料5、窓口業務について（協定項目第23-8号）でございます。調整方針を朗読させていただきます。

窓口業務については、できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うものとする。

(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩いの家での取扱い業務は現行のとおりとする。

(2) 尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、と

りわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時まで調整に努めるものとする。

とさせていただきます。

協議附属資料、窓口業務をお願い申し上げます。1ページでございますが、まず一宮市の出張所の取扱い業務と尾西市の南部公民館、老人憩いの家での取扱い業務を掲げております。これは先ほどの調整方針のとおり、現行のままでございます。尾西市の南部公民館と憩いの家での取扱いは、戸籍と住民基本台帳となっておりますけれども、これは住民票の発行のことでございます。それから印鑑登録証明の発行、そういった業務を今、やっております。これはそのまま継続させていただきます。

2ページでございますが、窓口の延長のことでございます。現在、2市1町で時間外といたしますか、窓口の延長をやっております。一宮市におきましては、第2、第4木曜日、5時15分から午後7時まで。それから第2日曜日の午前中。尾西市が毎週水曜日の5時15分から午後8時まで。木曾川町におきましては、第2、第4水曜日の5時15分から午後7時までといったことでございます。取扱い業務等につきましては、2市1町一緒ということでご理解いただきたいと思っております。

その調整方針でございますが、尾西・木曾川庁舎においては、毎週木曜日の午後7時まで実施をします。一宮庁舎においては、毎週木曜日の午後8時まで。日曜日につきましては、一宮庁舎のみ、現行どおり第4日曜日の午前9時から正午まで実施をするといったことで、言ってみれば2市1町の中で最大の窓口の延長体制になっていると考えております。

次に時間外の受付窓口のことでございます。これは2市1町やっております、住民票の写し等を時間外に電話予約をいただいたものについて交付するといった業務でございます。一宮市は市役所の西玄関の宿直で受付をしています。それから尾西市は、図書館につきましては土日と休日午前10時から午後6時まで。南部公民館も土日休日の午前9時から午後5時まで。それから市役所の北玄関といったことでございます。木曾川町におきましては、役場の北西側の宿直で受付をしているということでございます。調整方針につきましては、一宮市に合わせ、印鑑証明は交付しないものとする。ただし、図書館での交付は尾西庁舎に移管し、南部公民館においては従来の日時において住民票の写しのみを交付するものとする、とさせていただきます。

なかなかこれではすぐにご理解いただきにくいと思っております。それで1枚めくっていただきまして3ページをお願い申し上げます。3ページの下段、参考資料といたしまして「電話予約による住民票等の時間外交付（受渡）一覧」とさせていただきます。一番右に黒く太い線で囲った新市という欄がございます、その左側に2市1町の現況の時間外交付の業務内容と時間帯等を掲げております。ここを見ていただきますと、変わったところは尾西市の本庁舎において土日休日を対応する。そのかわり、図書館につきましては廃止。それから南部公民館は実施するわけでございますが、先ほど説明しましたように、印鑑登録証の発行はやめるといったことでございます。

この印鑑登録証の廃止につきましては、いろいろな議論が担当同士でもあったわけでご

ざいますが、これは電話予約で、例えば水曜日に予約しておいて日曜日に受け取りに来るといったことでお考えいただけますと、時間的にかなりラグがあるわけでございます。仮に悪意で水曜日にその印鑑証明を申し込んでおいて、木曜日に自分の登録印をかえる。水曜日に申し込んで日曜日にとりにいけるわけですから、旧の印鑑登録証明書を日曜日にとりにいって、それで悪さをするというのを、やろうと思えばできるわけでございます。印鑑証明の証明書というのは、その登録印の印影がはっきり写されるということと、それが個人財産の権利移転等にももちろん使われるわけでございますので、必要以上に慎重に事を運んだ方がいいのではないかということをもちまして、印鑑登録証の発行は、この時間外の取扱いについてはなくそうといったことで調整が図られているものであります。

続いて4ページでございますが、これも先ほど委員さんの方からご質問がありましたので若干触れさせていただきましたけれども、第3回の合併協議会で既に確認事項といたしまして、事務所の設置方式としましては、現の一宮市役所を本庁舎とし、尾西庁舎も木曾川庁舎も分庁舎で使う分庁方式といったことで決定をさせていただいているものを再掲させていただきました。読み上げはいたしませんけれども、分庁方式、本庁方式、支所方式のそれぞれのメリット、デメリットを掲げさせていただきました。最終的に合併効果が十分発揮できる、先ほど説明したとおりの分庁方式をとらせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

窓口部門等の業務内容といたしまして、通常の窓口部門と地域審議会関連事務、これも既に合併協議会の方で決定されておりますけれども、旧尾西市、旧木曾川町においては、地域審議会が設置されますので、その業務もここで担っていくということでございます。

はねていただきまして、5ページ、6ページでございます。現在の一宮市、10カ所の出張所がございますが、その出張所において行っている業務の一覧をつけさせていただきました。こういった業務を尾西庁舎、木曾川庁舎で行っていくに加え、先ほど説明したとおり、福祉部門を一宮庁舎並に、例えば登録の台帳等を分割できないというものにつきましては、尾西庁舎、木曾川庁舎で若干対応できないものもありますけれども、残りのほとんどは対応できるという体制をとってまいるということでございますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問等ございましたら、どうぞ、お願いします。はい、どうぞ。

**○友定 良枝委員**

窓口の延長のところで、これはまだ市民に周知されていないというか、知らない人が多いような気がするのですが、例えば今の利用状況とか、職員がどのぐらいこのためにいるのか、ちょっと教えていただきたいのですけど。

**○梶田 信三委員長**

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

平成 15 年度の実績でございますが、一宮市におきまして、1 年間で利用者は、第 2、第 4 木曜日と日曜日と分けさせていただきますけれども、第 2、第 4 木曜日でございますが 473 名でございます。それから、第 4 日曜日の利用者が 628 名でございます。それから尾西市ですが、尾西市と木曾川町は 15 年の 8 月からスタートいたしております、尾西市が 882 名、木曾川町が 45 名ということでございます。

職員の体制につきましては、何名というのは、今、具体的に数値を持っておりませんけれども、いわゆる時差出勤で対応しており、あと、余分に勤務した場合は代休で処理するといった体制をとっております。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

せっかくのいい制度なので、もっと市民に周知できるように、PR していただきたいというのと、これが多いか少ないかというのはちょっと言えないのですが、1 日当たりになるとどんぐらいなのか。1 日というか、第 2、第 4 で 473 名で、年間で第 2、第 4 の数で割ると幾つになるかな。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

1 日当たりでございますが、一宮市の第 2、第 4 木曜日は、1 日に約 20 名。それから日曜日、第 4 日曜日の午前中でございますが、これが約 52 名。それから、尾西市の毎週水曜日が 25 名、木曾川町が約 3 名といった実績でございます。

○友定 良枝委員

ありがとうございました。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

ほかにご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

他になければ、またこの件につきましてもお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いいたします。

続きまして、協議総文第 10 号、協定項目 9、地方税の取扱いについてでございますが、この件につきましては既にご決定をいただいたものでございますけれども、先般、地方税法の改正がありました。それに伴い調整方針が一部変更となるようでございます。事務局から調整方針案の朗読及び変更された箇所について説明をお願いいたします。



はい、事務局。

**○伊神 正文事務局課長**

失礼いたします。今日の資料の中で1枚のもので「地方税の取扱い」という附属資料のペーパーがあるかと思います。今、委員長の方からも説明があったとおり、これは従前、地方税の取扱いということで決定されているものでございます。この資料の中で、調整方針の上から2行目でございます。

括弧の中に番号はなく、棒線が引っ張ってある欄でございますが「市町村の合併の特例に関する法律の第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。」とさせていただいております。この資料の中の個人市民税の欄をご覧くださいますと、均等割といたしまして、一宮市、尾西市は2,500円、木曾川町は2,000円といったことで、これは5年間木曾川町において、そのまま2,000円でいきますといった調整方針でございました。しかしながら、右の調整方針の下段に書かせていただいておりますように、地方税法第310条の改正、平成16年3月31日公布となっておりますが、これによって16年度から2市1町の均等割がすべて3,000円となったということでございます。これを受けて、各市町、臨時議会が開かれて、条例改正も既に行われているところであります。

従前は2,500円、2,000円と金額が違っておりましたので、このような調整方針でございましたが、一緒になったことによって、この調整方針が効力を失するといったことになってまいります。ですから、これを削除させていただきまして「法人市（町）民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする」というのを（1）番とさせていただきまして、この報告とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、何かご質問等はありませんでしょうか。それでは、協議総文第9号は修正案のとおりとさせていただきたいと思っております。

これを持ちまして本日の協議事項はすべて終了しました。

それでは、その他といたしまして、総務文教小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

**○森 輝義事務局長**

それでは、資料の最後6ページ、資料6をご覧くださいと思います。次回「第9回総務文教小委員会」は5月19日水曜日、午後3時から、開催場所はこの場所で予定をしております。また委員さん方には改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては以上でございます。

**○梶田 信三委員長**

はい、ありがとうございます。

本日、予定いたしておりました議題は以上でございます。長時間にわたり熱心にご審議

をいただきましてありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

午後 3 時 2 3 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)